

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第16号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入園料の免除) 第10条の3 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</p> <p>(5) <u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の市長が交付した療育手帳に本人として記載されている者</u></p> <p>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者</p> <p>(7)～(11) 略 2～8 略</p>	<p>(入園料の免除) 第10条の3 次の各号のいずれかに該当する者については、入園料を免除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>県内に住所を有する者で、</u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されているもの</p> <p>(5) <u>県内に住所を有する者で、知事が交付した療育手帳に本人として記載されているもの</u></p> <p>(6) <u>県内に住所を有する者で、</u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されているもの</p> <p>(7)～(11) 略 2～8 略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。